

## 第4章 文化的景観の整備活用の基本方針

### 4-1 基本理念

「保存計画書」を踏まえ、文化的景観の保存と整備活用に係る基本理念を以下のように設定する。

『島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な  
集落形成と植物を利用した独特な集落景観と文化を次世代に引き継ぐ』

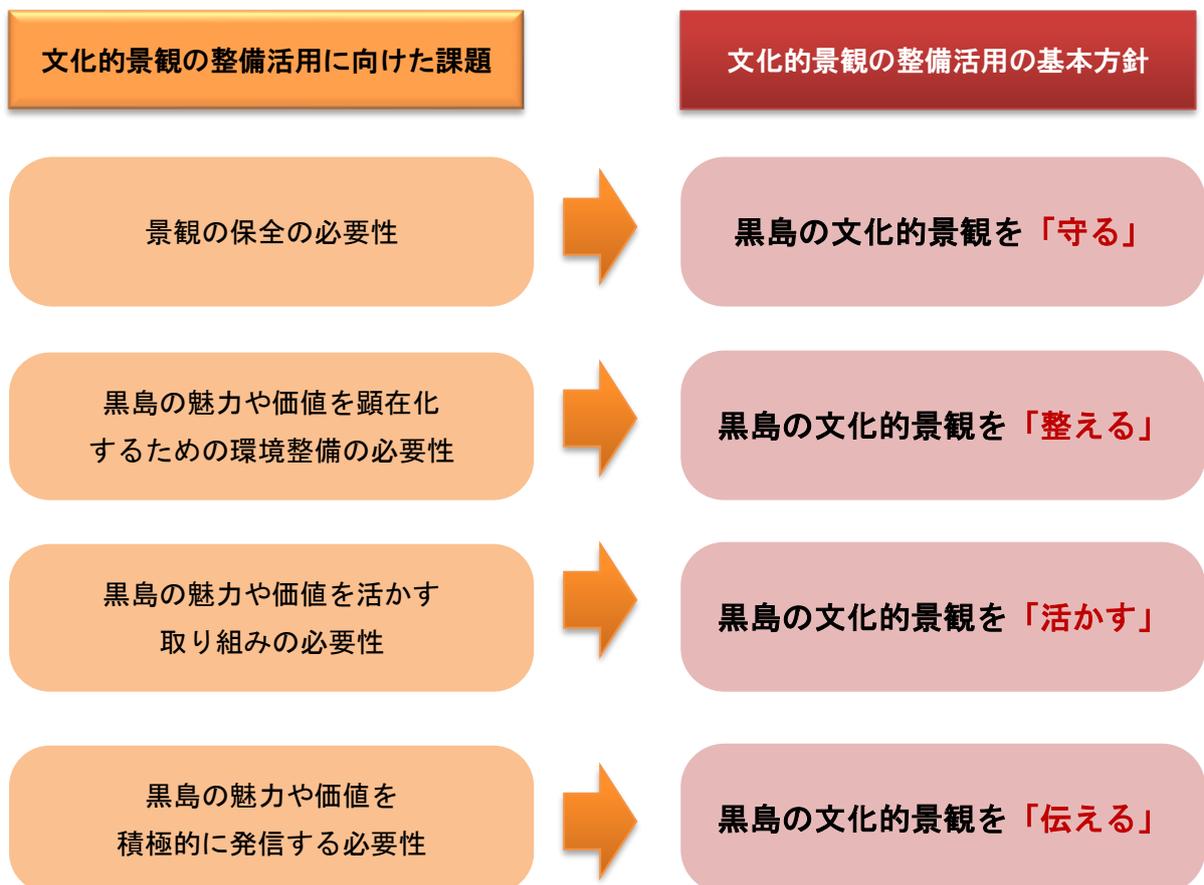
－文化的景観を活かした「まちづくり」－

- ・ 自然林・防風林を活かした集落構造を引き継ぐ
- ・ 丘陵地に広がる耕作地を中心とした農漁村景観を引き継ぐ
- ・ 独特の歴史を証明する資産や豊かな自然景観を保全する。

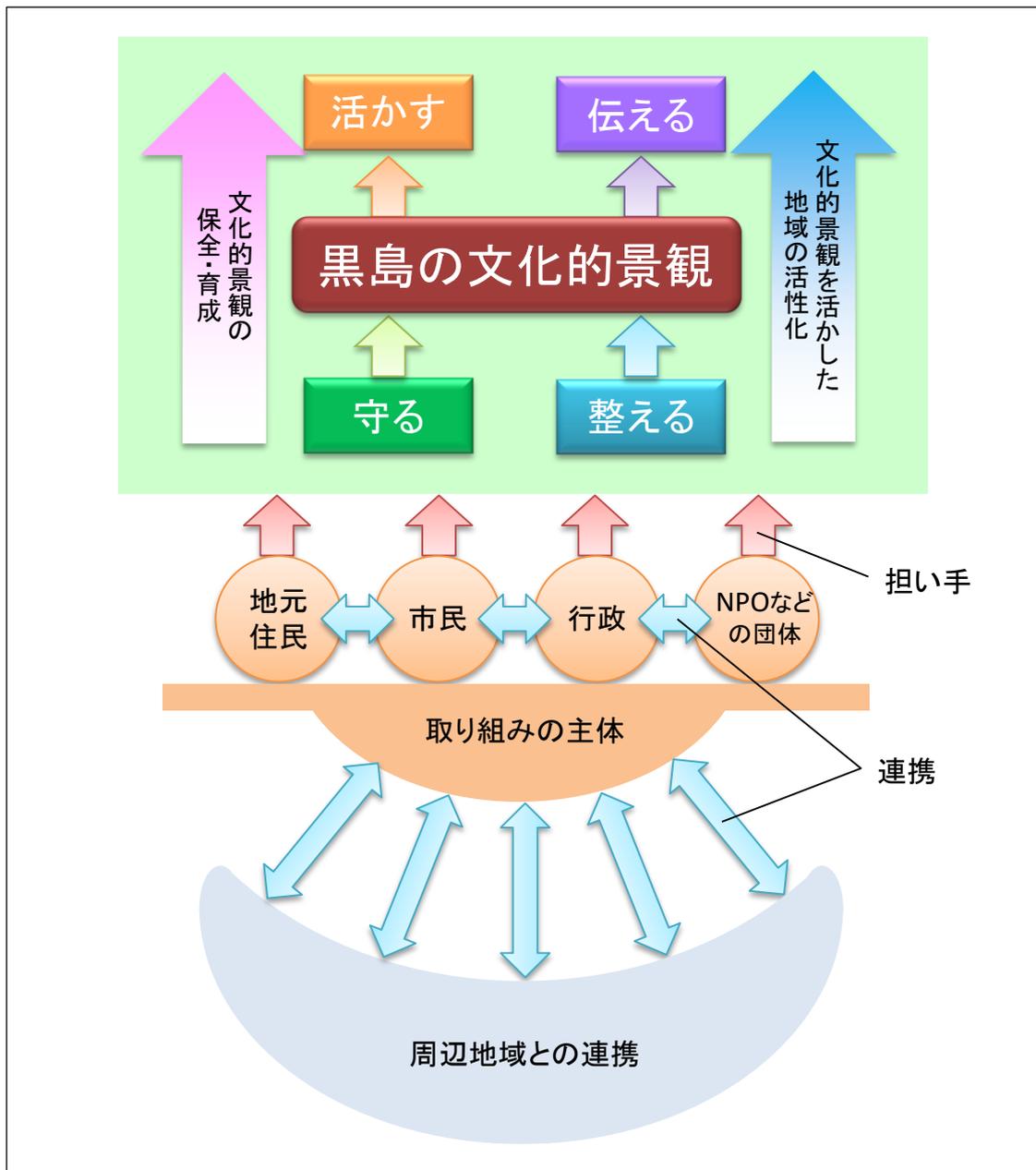
### 4-2 文化的景観の整備活用の基本方針

#### (1) 基本方針

文化的景観の整備活用に向けた課題を踏まえ、基本理念実現に向けた整備活用の基本方針を以下のように設定する。



地域住民・市民・行政・NPOなどの団体が、以上に掲げた4つの基本方針、すなわち「守る」「整える」「活かす」「伝える」ための取り組みを支援、平戸をはじめとする県北地域や五島地域、長崎外海地域など、黒島と歴史的な結び付きの強い周辺地域との連携も図りながら、重要文化的景観の整備活用を進めることにより、「文化的景観の保全・育成」と「文化的景観を活かした地域活性化」を推進していくものとする。



文化的景観の整備活用の基本方針と計画推進のための連携の考え方

### 4-3 基本方針の展開方策

#### (1) 黒島の文化的景観を「守る」

黒島の文化的景観を構成する要素である「自然地理的背景」「独特な歴史的背景」「生業空間と密接に結びついた集落」のそれぞれの価値を保全するために、各種法令等に基づく規制・誘導を図るとともに、人口減少、高齢化が進む本地域の課題を踏まえ、自然的資源・歴史的資源・生業空間の保全に努める。

#### (2) 黒島の文化的景観を「整える」

「生業空間と密接に結びついた集落」の優れた景観を維持・向上を図るために必要な方策を講じるとともに、文化的景観を構成する要素周辺において、その存在や価値を顕在化し、活用を図るための環境整備を進める。併せて、黒島の文化的景観の特性に配慮した公共施設の整備・維持更新を行う。

#### (3) 黒島の文化的景観を「活かす」

黒島の文化的景観の魅力や価値を地域の活性化に繋げるために、観光への活用など、多くの人たちの交流が促進される取り組みを推進する。

#### (4) 黒島の文化的景観を「伝える」

黒島の文化的景観の魅力や価値を地域内外に情報発信する取り組みを進めるとともに、それらを後世に伝え残すための調査研究・教育・普及活動を推進する。